

「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要綱

広島県立三原高等学校学校全日制

（設置）

第1条 教職員や生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する相談を受け付けるとともに，体罰に関する相談窓口として「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

（担当者の構成）

第2条 担当者は，男性教職員及び女性教職員で構成することとし，次の者をもってあて

- （1）教頭
- （2）事務長
- （3）総務部（部長，養護教諭）

（業務内容）

第3条 担当者は，次の業務を遂行する。

- （1）生徒及び教職員から，体罰やセクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受ける。
- （2）相談を受けた者は，遅滞なく校長へ報告するとともに他への守秘を厳守する。
- （3）校長は，相談の報告を受けた場合，遅滞なく事実確認し，必要に応じて県教育委員会関係課への報告等，必要と判断する方途を講ずる。
- （4）当該相談窓口の存在や相談方法等並びに県教育委員会事務局におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口の存在について，定期的に生徒及び教職員に広報し周知する。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか，当該窓口の運営について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。

【県教育委員会事務局 体罰，セクシャル・ハラスメント相談窓口】

〒730-8514 広島市中区基町9-42

教職員課 専用電話 (082) 513-4917

専用電話 (082) 513-4918

専用電話 (082) 513-4919

☆女性の担当者に相談したい場合は，その旨申し出てください。